

2024年3月6日

「本の文化を守る書店・図書館等による関係者協議会（仮称）」の設置について（案）

1. 設置の趣旨

「書店・図書館等関係者における対話の場」を関係団体等による協議会として発展的に再編し、書店と図書館が置かれている現実的問題を協力して解決する中から、これからの読者を増やし本の文化を守ることにに関して、必要な協議を行う場として「本の文化を守る書店・図書館等による関係者協議会（仮称）（以下、「本協議会」という。）」を設置する。

2. 協議内容

「書店・図書館等関係者における対話の場」における検討を踏まえ、図書館資料の地域書店からの優先的購入を始めとする、出版、書店、図書館における本の文化を守る課題に関して、より具体的かつ実践的な方策について協議と実証を行う。

3. 本協議会の構成

本協議会は総合的な意見交換を行う全体会と必要に応じて設置する個別の事項に関して検討を行うワーキングチームをもって構成する。

なお、ワーキングチームは実務担当者を中心として構成し、実践・検証を行うことを目的とする。

4. 構成団体及びメンバー

全体会は、次の団体関係者、推薦者及び有識者により構成する。この他、必要に応じて活字文化、図書館利用者、読者等のオブザーバーの参加も可能とする。

また、ワーキングチームの構成員については、全体会において定める。

- ・出版関係団体（著者、出版社）
- ・書店関係団体
- ・図書館関係団体・事業者
- ・読書推進関係団体
- ・有識者等

5. 全体会の座長

全体会の座長は、出版関係団体又は書店関係団体から1名、図書館関係団体から1名を選出し、共同座長として本協議会運営にあたる。

6. 本協議会の開催

全体会は、原則年1回以上開催し、ワーキングチームについては、必要に応じて開催する。

7. 事務局

協議会の庶務は、一般財団法人出版文化産業振興財団及び公益社団法人日本図書館協会が共同して処理する。

8. その他

ここに定めるもののほか、本協議会に関し必要な事項は、本会議の構成員に諮って定める。

* 日当・交通費等の規程も盛り込む必要がある